

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準） 第二十七条 法第九条の六第一項の政令で定める基準は、当該猟銃の構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充填することができる弾倉がないこと。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 法第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃又は空気銃の構造又は機能が前項各号に掲げる要件に適合することとする。</p>	<p>（教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準） 第二十七条 法第九条の六第一項又は第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃の構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができる弾倉がないこと。</p> <p>四〇六 （略）</p>